

## 議案第107号

### 大阪市財産条例の一部を改正する条例案

大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞損害金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞損害金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市財産条例附則第7項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞損害金について適用し、同日前の期間に対応する延滞損害金については、なお従前の例による。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

延滞損害金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市財産条例（抄）

附 則

1－6 省 略

7 当分の間、第11条第1項（第7条の2、第14条、第18条、第20条又は第23条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租  
延滞損害金特例基準割合

税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年  
に規定する平均貸付割合

1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に  
満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合 に  
延滞損害金特例基準割合

年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。